

新旧対照表

○神奈川県ニホンザル管理計画

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>第1章 計画の概要</p> <p>1 第5次計画策定の経緯</p> <p>神奈川県には、ニホンザルの群れにより構成される地域個体群が、西湘地域個体群、丹沢地域個体群及び南秋川地域個体群の3つ存在している（図1）。これらは県の自然を構成する重要な要素であるとともに、広域的に見ると、東京都、山梨県及び静岡県各山地に隣接して生息する地域個体群との遺伝的交流により、関東山地等におけるニホンザルの分布の連続性の確保にも寄与していると考えられる。一方で、被害を及ぼす群れや個体（以下それぞれ「加害群」「加害個体」という。）による農作物被害や生活被害が、県内のみならず多くの地域で恒常化しており、人身被害も発生している。</p> <p>このため、県は農作物被害の軽減や生活被害・人身被害の根絶を目指し、人の集落環境とニホンザルの生息環境の棲み分けにより両者のあつれき避けることを目的として、平成15年に「神奈川県ニホンザル管理計画」を策定し、計画に基づいて、被害防除対策、群れ管理、生息環境管理、モニタリング等の管理事業を継続してきた。</p> <p>第4次神奈川県ニホンザル管理計画の計画期間（平成29年4月～令和4年3月）では、「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を新たに取り入れ、群れごとに適正配置・規模に向けた個体数調整を行った結果、群れの多くにおいて分裂させることなく規模の縮小や除去を実施することができ、ニホンザルによる農作物被害や生活被害・人身被害は減少傾向となった。</p> <p>しかしながら、一部の地域個体群では生活被害・人身被害は軽減されておらず、加害群を除去したことともなう近隣の群れの行動圏の変化や、新たな加害群・加害個体の発生に対処するため、管理事業の継続が必要であることから、第4次計画期間の満了に伴い、これまでの取組の結果を踏まえた上で、第5次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「計画」という。）を策定する。</p> <p>2 計画の根拠</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき、第二種特定鳥獣管理計画として策定する。</p> <p>3 管理すべき鳥獣の種類</p> <p>ニホンザル（以下「サル」という。）</p> <p>4 計画期間</p> <p>2023（令和5）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1章 計画の概要</p> <p>1 計画策定の経緯</p> <p>神奈川県には、西湘地域個体群、丹沢地域個体群、南秋川地域個体群という3つのニホンザルの地域個体群が生息している。これらの地域個体群は、県の自然を構成する要素であるとともに、他の地域個体群との遺伝的交流により、国内の分布の連続性確保にも寄与していると考えられる。その一方で、県内では、ニホンザルによる農作物被害、生活被害が恒常化しており、人身被害も発生している。</p> <p>このため、県では、農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人とニホンザルとの共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、2003（平成15）年3月に神奈川県ニホンザル保護管理計画を策定し、その後、2007（平成19）年3月に第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画、2012（平成24）年3月に第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画（2015（平成27）年5月29日の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、第3次神奈川県ニホンザル管理計画とした。以下「第3次計画」という。）を策定し、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備及びモニタリングを実施してきた。</p> <p>これまでの取組により、県内に生息する3つの地域個体群は維持され、群れ数（「群れ」には「集団」を含む。以下同じ。）及び個体数の大幅な増加を抑制しているが、農作物被害が減少する傾向は認められず、生活被害及び人身被害は、増加傾向にある。</p> <p>このような状況に対応するため、第3次計画に引き続き、第4次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「計画」という。）を策定する。</p> <p>2 計画の根拠</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき、第二種特定鳥獣管理計画として策定する。</p> <p>3 管理すべき鳥獣の種類</p> <p>ニホンザル（以下「サル」という。）</p> <p>4 計画期間</p> <p>2017（平成29）年4月1日から2023（令和5）年3月31日までの6年間とする。</p>

第5次（改正）

5 計画対象区域

県内 33 市町村のうち、サルの生息が確認されている 13 市町村

相模原市（緑区の区域）、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

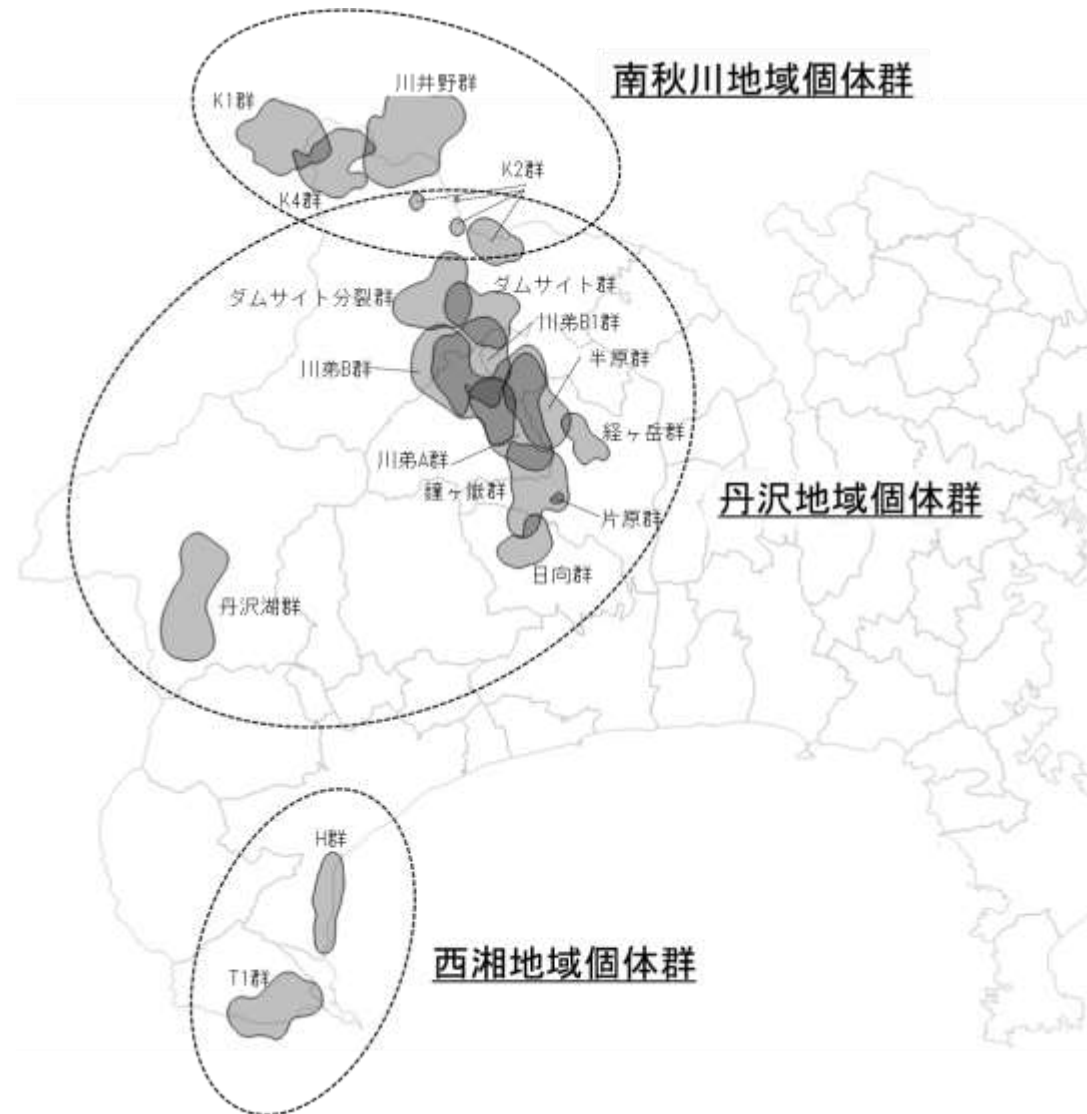


図1 令和3年度各個体群の行動域(95%固定カーネル法)

第4次（現行）

5 計画対象区域

県内 33 市町村のうち、サルの生息が確認されている 13 市町村

相模原市（緑区の区域）、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

第5次（改正）

第4次（現行）

第2章 第4次計画の成果と課題

1 実施状況

(1) 群れの管理

ア 適正配置・適正規模へ向けた群れ管理

「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考えにより、次のような場合に、各群れの適正配置・規模へ向けた個体数調整等を実施した。

- ・群れの分裂による被害拡大のおそれがある場合
- ・生活被害・人身被害を軽減する必要がある場合
- ・新たな加害群及び加害集団が生じた場合

この結果、第4次計画開始時（平成29年度）の県内の群れ数は22群（西湘群：4群、丹沢群：14群、南秋川群：4群）だったが、令和4年度末現在まで、市街地・集落に主な行動域を持ち、農作物・生活・人身被害等の多大な問題を生じさせる加害群11群の除去が進められ、そのうち8群の除去を完了し、3群の除去を継続している（図2-1）。生息数としては、第3次計画開始時（平成24年度）では、県内のサル生息数は約1000頭レベル（平成23年度に最多生息数1033頭）にあったが、個体数調整等により、第4次計画開始時（平成29年度）で、839頭、令和3年度末時点で477頭と半減している（表2-1、図2-2）。

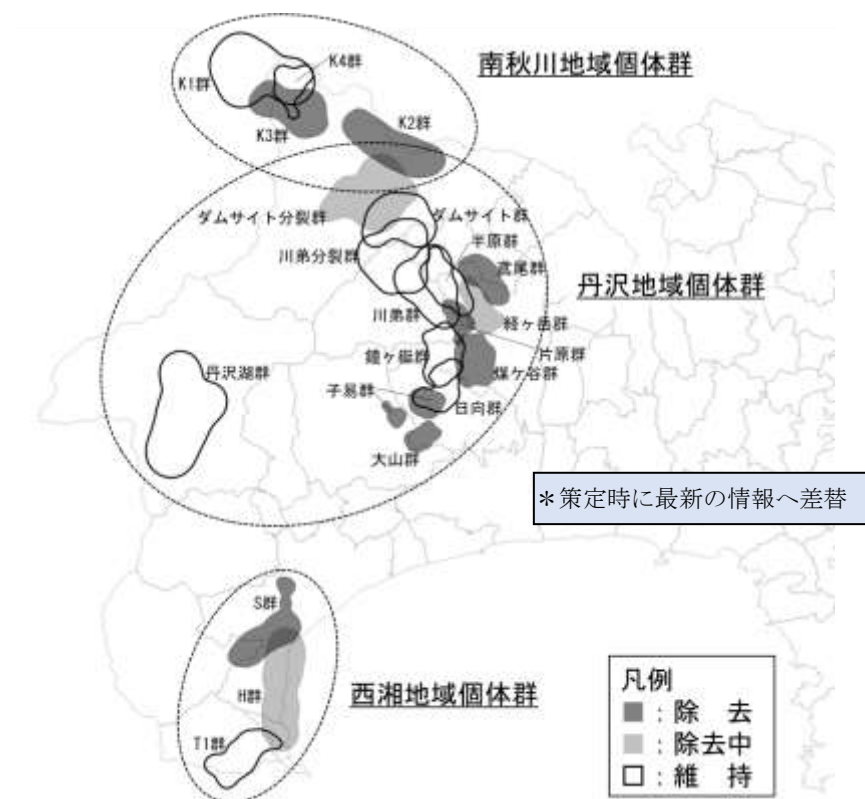


図2-1 管理困難な群れ等の除去状況

（令和3年度末現在、各群れの行動圏及び名称は平成29年度時点）

第2章 第3次計画の成果と課題

1 実施状況

(1) 被害防除対策

ア 防護柵の設置

広域電気柵の設置と維持管理、農地への電気柵などの設置を促進

イ 追い払い・追い上げ

住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体などによる追い払いを実施
自衛組織等の地域による追い払い体制の構築を促進
一部の地域では、方向を定めた追い上げを実施

ウ 県による支援

(7) 技術的支援

鳥獣被害防除対策専門員を各地域県政総合センターに配置し、サルの状況、被害防除対策について、情報提供と技術支援を実施

(4) 環境と農政の連携による支援

各地域県政総合センター環境部及び農政部、農業技術センター等で構成される鳥獣被害対策支援チームを設置し、重点地域を支援

エ 集落環境整備

サルを寄せ付けない環境を作るため、集落環境整備などを実施

(2) 個体数調整

ア 目的に応じた群れに対する計画的捕獲

- ・分裂による被害拡大防止のための個体数調整の実施
- ・生活被害・人身被害軽減のための個体数調整の実施
- ・新たな加害群及び加害集団の捕獲の実施※

イ 加害個体捕獲

- ・加害個体を特定した捕獲を実施

(3) 生息環境整備

水源かん養機能等の向上のための森林整備を通じた生息環境整備を実施

(4) モニタリング

加害群について、毎年度、生息状況、被害状況及び対策の実施状況を調査

※ 第2次計画策定時の生息状況を基準として新たな加害群及び加害集団を生じさせないことを目指し、2006（平成18）年度に生息が確認されていない群れで、行動域の大半が市街地や農地であり、生活被害・人身被害を発生させるおそれがある場合、被害防除対策に努めながら捕獲を行うこととした。

第5次（改正）

第4次（現行）

表 2-1 地域個体群別の群れ数及び個体数の推移

地域 個体群	群れ数（個体数）		分裂群（確認年）	除去群（除去年）
	平成 29 年度	令和 3 年度		
西 湘	4 (85)	3 (36)	分裂なし	S 群 (R2. 12)
丹 沢	14 (472)	10 (311)	川弟 B 1 群 (R1) *川弟 B 群より分裂	子易群 (H30. 2) 鳶尾群 (H31. 4) 大山群 (R2. 7) 煤ヶ谷群 (R2. 9) 片原群 (R3)
南秋川	4 (282)	2 (130)	分裂なし	K 3 群 (R3. 3) K 2 群 (R4. 1)
計	22 (839)	15 (477)	1	8

※南秋川地域個体群の川井野群（平成 28 年度 80 頭（平成 29 年度未確認）、令和 3 年度 109 頭）は、生息地の大部分が東京都側にあるため含めない。

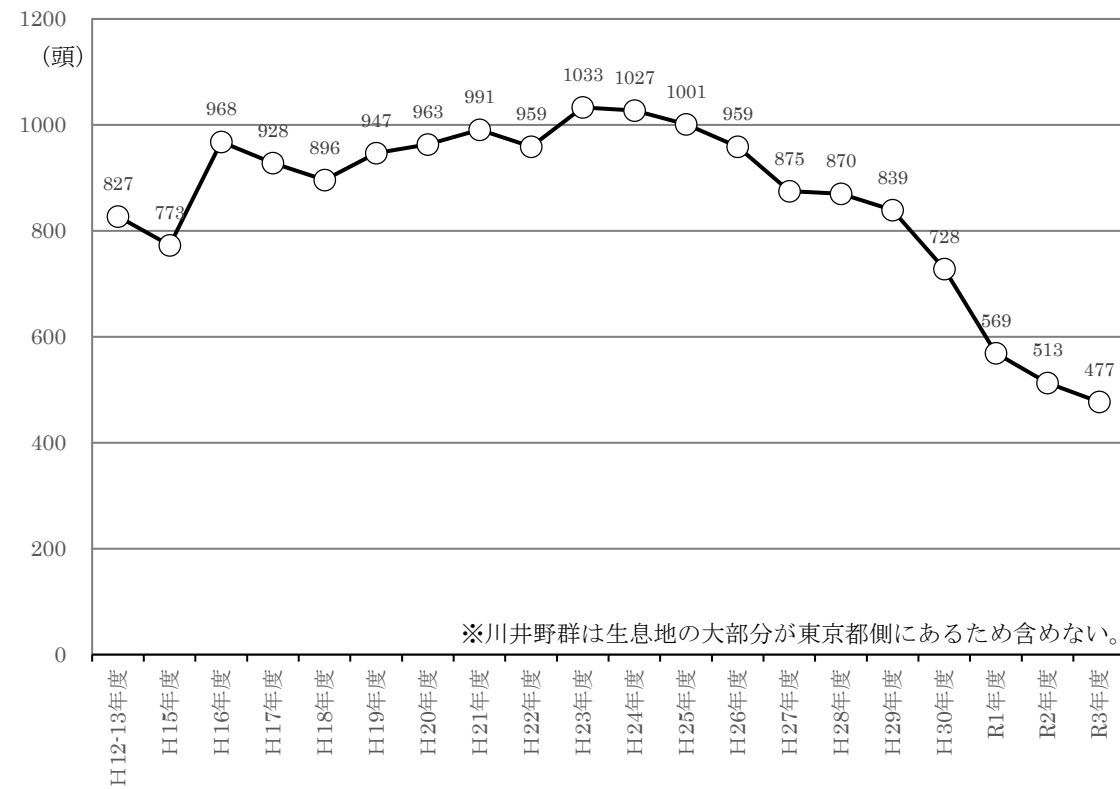


図 2-2 県内ニホンザル生息数

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>イ 追い上げ</p> <p>市町村の実施隊、鳥獣被害防止対策協議会の追い払い隊、地域住民等が主体となり、追い上げ目標エリアに向けて追い上げを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ鳥獣被害対策支援センターでは、GPS首輪（VHF一体型）を活用した追い上げの試行を地域と連携して実施し、泊り場の把握や追い上げルート、移動パターンの把握等を行った（対象：T1群）。 ・ 伊勢原市では、除去完了した群れの生息地域において、他の群れが侵入しないよう、子易地区での組織的な追い上げを実施した。 <p>(2) 被害防除対策</p> <p>ア 集落環境整備</p> <p>サルを寄せ付けない環境を作るため、集落環境整備等を実施したほか、未収穫農作物や廃棄作物等誘引物の適正な処理や餌付けの禁止について普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秦野市・伊勢原市は、未収穫農作物や廃棄作物の処理に関して農家への啓発活動を継続した。 ・ 秦野市及び伊勢原市では、観光客が安易にサルに対しエサを与えないための啓発用看板の設置や誘引物の除去に取り組んだ。 <p>イ 農地への防護柵の設置</p> <p>防護柵の設置と維持管理、農地への電気柵等の設置を促進したほか、一部の地域では、防護柵の設置状況等をGIS（地理情報システム）により地図化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の市町村では、GISソフトを活用し防護柵の設置状況を地図化した。 ・ 県が市町村より提供された防護柵の位置情報とサルの出没地点を基に、サルの行動域の変化を地図化した結果、サルの出没地点の多くが電気柵から離れていたことが明らかになった。 <p>ウ 追い払い</p> <p>住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等による追い払いを実施した。</p> <p>また、記録された群れの位置情報をGISにより地図化し、サルの行動や被害状況を把握したほか、一部の地域では、住民に対し、群れの位置情報をWEBサイトへの掲載やEメール等で提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小田原市、秦野市、厚木市及び伊勢原市はWEBサイトやEメールにより群れや泊り場等の位置情報を市民や農家に提供した。 ・ 秦野市と伊勢原市では、両市にまたがり生息する日向群について、両市で連携して追い払いを実施した。 <p>エ 加害個体捕獲</p> <p>群れの中の特定の個体が人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定し、捕獲した。</p> <p>また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲した。</p> <p>(3) 生息環境整備</p> <p>人の集落環境とサルの生息環境の重複を解消し、棲み分けを図っていくため、水源かん養機能等の向</p>	

第5次（改正）	第4次（現行）
<p data-bbox="201 201 1121 233">上のための森林整備を通じ、山間部におけるサルの生息環境整備を進めた。</p> <p data-bbox="181 291 388 323">(4) モニタリング</p> <p data-bbox="231 338 1338 369">県内の全ての群れについて、毎年度、生息状況、被害状況及び対策の実施状況を調査した。</p> <ul data-bbox="210 384 1472 558" style="list-style-type: none"> ・県が平成15年度以降毎年実施しているサルの行動圏モニタリングでは、生息状況の把握を目的とし、群れごとの電波発信機の装着や現地目視、目撃情報の聞き取りから群れ数、個体数、行動域等の調査を行っている（図2-2）。群れごとに装着したGPS首輪（VHF一体型）から得られる位置情報の他、群れ内の性別、年齢構成を把握することで、きめ細かい管理に努めた。  <p data-bbox="552 1167 1071 1199">図2-2 電波発信機による位置情報の確認</p> <p data-bbox="151 1262 344 1293">2 取組の成果</p> <p data-bbox="166 1308 834 1339">(1) 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理について</p> <p data-bbox="181 1354 1472 1482">モニタリング結果に基づき、追い上げ、個体数調整による群れの管理、被害防除対策及び生息環境整備を実施し、群れごとに計画的に個体数調整を行った結果、その多くにおいて分裂させることなく規模の縮小や除去をすることができ、一部の地域個体群において適正配置を進めることができた。</p> <p data-bbox="151 1539 522 1570">(2) 農作物被害の軽減について</p> <p data-bbox="181 1585 1472 1713">市町村が被害防除対策について普及啓発を継続したほか、電気柵の設置等の被害防除対策の推進、群れの縮小や除去により、平成30年度以降、農業作物被害額と農作物被害面積は共に減少してきている。（表3-1）。</p>	<p data-bbox="2036 149 2214 180">第4次（現行）</p> <p data-bbox="1472 1262 1665 1293">2 取組の成果</p> <p data-bbox="1501 1308 2792 1436">生息状況調査等に基づいて被害防除対策、個体数調整、生息環境整備を実施し、西湘地域個体群、丹沢地域個体群、南秋川地域個体群の3地域個体群を維持しつつ、個体数の増加を防止し、一部の群れを縮小することができた。</p> <p data-bbox="1501 1451 2792 1579">個体数調整に当たっては、群れの中心となるオトナメスを捕獲すると群れが分裂し、被害が拡大するおそれがあることから、原則としてオトナメスは捕獲しないこととし、はこわな捕獲を中心に、性年齢を識別して捕獲を実施することにより、捕獲の影響による群れの分裂を回避することができたと考えられる。</p> <p data-bbox="1501 1593 2792 1669">また、群れの分裂回避に留意したオトナメスの捕獲や銃器による捕獲を試行するとともに、方向を定めた追い上げを試行し、今後の実施につながる成果を得ることができた。</p>

第5次（改正）

第4次（現行）

表 3-1 地域個体群別の農作物被害額及び被害面積の推移

地域個体群	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
西 湘	2,069 千円 0.6ha	2,660 千円 0.8ha	4,144 千円 1.1ha	937 千円 0.2ha	961 千円 0.2ha
丹 沢	1,747 千円 2.2ha	6,429 千円 1.8ha	4,121 千円 0.9ha	820 千円 0.2ha	429 千円 0.1ha
南秋川	2,624 千円 0.7ha	1,200 千円 0.4ha	403 千円 0.1ha	36 千円 0.0ha	172 千円 0.1ha
計	6,440 千円 3.5ha	10,289 千円 3ha	8,668 千円 2.1ha	1,793 千円 0.4ha	1,562 千円 0.4ha

- ※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。
- ※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。
- ※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

(3) 生活被害及び人身被害の根絶について

サルによる被害対策としては、生活被害（屋外の物品等の損傷・人家侵入・生活上の脅威等）や人身被害（威嚇、飛びかかりによるケガ等）がない状況を目指している。

西湘地域個体群では、加害群の除去を進めているものの、令和3年度は生活被害と人身被害が合計386件で依然として高い水準にあり、軽減できていない（表3-2）。

丹沢地域個体群では、生活被害と人身被害が合計で最大312件（平成27年度）あったものが、その後減少し、令和3年度は合計20件と、依然として被害はあるものの、対策の継続によって大きく減少してきている。

南秋川地域個体群では、生活被害と人身被害が合計で最大99件（平成28年度）あったものが、その後減少し、令和3年度は合計5件と、依然として被害はあるものの、対策の継続によって大きく減少してきている。

第5次（改正）

第4次（現行）

表 3-2 地域個体群別の生活被害・人身被害件数の推移（件）

地域 個体群	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)	R3 (速報値)
西湘	生活被害	444	428	420	372	412	173	236	248	317	379
	人身被害	2	9	10	14	5	6	14	13	13	7
	小計	446	437	430	386	417	179	250	261	330	386
丹沢	生活被害	196	142	235	310	230	134	80	55	79	19
	人身被害	6	5	0	2	1	4	12	1	0	1
	小計	202	147	235	312	231	138	92	56	79	20
南秋川	生活被害	35	69	65	41	99	56	34	57	8	5
	人身被害	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0
	小計	36	70	65	41	99	56	34	60	8	5
合計	生活被害	675	639	720	723	741	363	350	360	393	403
	人身被害	9	15	10	16	6	10	26	17	14	8
	小計	684	654	730	739	747	373	376	377	407	411

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

* 策定時に最新の情報へ差替

3 課題

(1) 目標達成に係る課題

ア 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理

県内の3つの地域個体群はそれぞれ個体群が存続しているものの、元々個体数が少ない西湘地域個体群は留意が必要である。

現在、環境省がサルの特定期計画ガイドラインの改定を進める過程で、学識者とともに、全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価を検討中であり（本県へもヒアリングを実施）、県でもこうした検討状況について情報収集を継続していく必要がある。

イ 農作物被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶

農作物被害は減少傾向であるものの、生活被害・人身被害が増加傾向にあるため、対策の継続が必要である。

群れを適正な規模まで落としても、追い上げの実施や市街地や住宅地での被害防除対策が困難な地域や、加害性の高い個体の存在により、住民の被害感が減少しない場合があるため、対策の検討が必要である。

3 課題

(1) 目標達成に係る課題

ア 地域個体群の安定的維持

3つの地域個体群は維持されたが、西湘地域個体群の群れ数及び個体数は、「絶滅のおそれがある」と判断された生息状況から大きな変化がないため、引き続き西湘地域個体群の安定的な維持について配慮が必要である。

イ 農作物被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶

農作物被害は増減を繰り返しながら継続して発生しており、生活被害・人身被害は増加傾向にあるため、対策の強化が必要である。

第5次（改正）	第4次（現行）
<p data-bbox="231 331 1400 386" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">「地域個体群別の課題」は「管理事業の手法上の課題」の後段へ移動</p> <p data-bbox="181 1087 537 1119">(2) 管理事業の手法上の課題</p> <p data-bbox="201 1136 397 1167">ア 群れの管理</p> <p data-bbox="231 1182 1472 1257">一部地域で方向を定めた追い上げを実施したが、取組は一定期間にとどまり、群れの行動域の変化も一時的なものにとどまった。</p> <p data-bbox="231 1272 1472 1444">第4期計画において、県内の3つの地域個体群ごとに、大きく生活被害・人身被害を生じさせ、管理困難と判断された群れや個体の除去を進めた。第5期計画では、引き続き追い上げを実施すべき群れや、被害防除対策として山側への追い払いで十分な対策となってきた群れについて、必要に応じて対策の見直しを行う必要がある。</p> <p data-bbox="231 1459 1472 1583">また、これまでの個体数調整等で実施してきた捕獲方法では、警戒心が高い個体が捕獲されず残存することもある。この場合、捕獲や調査にこれまで以上に高度な技術や労力・経費を要するため、対応の検討が必要である。</p> <p data-bbox="201 1598 427 1629">イ 被害防除対策</p> <p data-bbox="231 1644 1472 1768">追い払いを各地域で行い、一定の効果は見られているが、より一層の追い払い効果を上げるために、群れの集落等への侵入ルートに遡った対策を他の被害防除対策と組み合わせ実施していく必要がある。</p> <p data-bbox="231 1782 1472 1858">集落環境整備の取組は一部地域に留まっており、集落内に誘引要因（放棄果樹、耕作放棄地の藪等）が残る状況であるため、上述の追い払いとともに、集落環境整備の取組が必要である。</p> <p data-bbox="231 1873 1472 1948">一部の地域では、人為的な餌付けによって人慣れが進み、加害性の高まりが懸念されるため、周知の強化を図る必要がある。</p>	<p data-bbox="1501 338 1804 369">(2) 地域個体群別の課題</p> <p data-bbox="1525 384 1777 415">ア 西湘地域個体群</p> <p data-bbox="1555 430 2798 602">箱根山地周辺に生息し、地域個体群全体の個体数は近年100頭程度で推移しており、今後、地域個体群の維持が図れない可能性があるため、配慮が必要である。一方で個体数に比して被害は大きく、果樹等への農作物被害が発生しており、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっているため、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。</p> <p data-bbox="1525 617 1777 648">イ 丹沢地域個体群</p> <p data-bbox="1555 663 2798 835">個体数調整等により各群れの個体数増加を抑制できているが、丹沢山麓に15程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっているため、追い上げを図れるよう管理をする必要がある。各群れによる被害の大きさは様々であるが、農作物被害、生活被害及び人身被害が発生しているため、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。</p> <p data-bbox="1525 850 1804 882">ウ 南秋川地域個体群</p> <p data-bbox="1555 896 2798 1068">各群れの規模は大きく、神奈川県北部と東京都及び山梨県にまたがって生息しているため、隣接都県との連携を推進する必要がある。行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させているため、住宅地や農地への出没を減らし、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。</p> <p data-bbox="1501 1083 1857 1115">(3) 管理事業の手法上の課題</p> <p data-bbox="1525 1129 1751 1161">ア 被害防除対策</p> <p data-bbox="1555 1176 2798 1251">追い払いを各地域で行い、一時的な効果は見られたが、被害を継続的に減少させるには至っていないため、他の被害防除対策と組み合わせた追い払いが必要である。</p> <p data-bbox="1555 1266 2798 1341">一部地域で方向を定めた追い上げを実施したが、取組は一定期間にとどまり、群れの行動域の変化も一時的なものにとどまった。追い上げ先の設定や継続的な実施体制づくりが必要である。</p> <p data-bbox="1555 1356 2798 1432">防護柵の設置が進まない地域での設置促進と、設置された防護柵の維持管理の徹底のため、防護柵の効果や維持管理の重要性についての普及啓発が必要である。</p> <p data-bbox="1555 1446 2798 1570">集落環境整備の取組は一部地域にとどまっており、集落内に誘引要因（放棄果樹、耕作放棄地の藪等）があり、餌付けも行われている場合があるため、集落環境整備の取組の普及と餌付け防止の徹底が必要である。</p> <p data-bbox="1525 1585 1721 1617">イ 個体数調整</p> <p data-bbox="1555 1631 2798 1845">加害群及び加害集団の増加を防ぐため、2006（平成18）年度以降に新たに生息が確認された群れは、「生息確認ができなくなるまで」又は「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を継続することとしたが、対象となった群れは、比較的農地等への依存が少なく、森林地域に生息する群れが多かったため、捕獲の優先度が低かった。各群れによる被害状況や群れの出没エリアなどを踏まえた個体数調整を進める必要がある。</p> <p data-bbox="1525 1860 1751 1892">ウ 生息環境整備</p> <p data-bbox="1584 1906 2798 1938">サルが生息場所である森林について、間伐等の森林整備が行われ、一部では手入れ不足の森林の解</p>

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>ウ 生息環境整備 県内の山地山麓の民有林等では、人工林の間伐等を進めることにより、手入れ不足の森林の整備が行われている。針葉樹と広葉樹が混生する混交林等に向けて、引き続き整備が必要である。</p> <p>エ モニタリング（生息状況調査、被害状況調査） 被害状況の把握は、主に農業者や住民からの被害報告を基にした方法で行われてきたものの、被害報告が必ずしも行われてこなかったことから、農業者等が報告しやすい方法の検討等を行い、被害状況を十分に把握する必要がある。 県が実施する群れの行動圏モニタリングや、性別・年齢構成等に基づいては、各群れの生息状況や被害状況の情報の集約・整理を行うとともに、生息状況、被害状況、対策状況を総合的に捉えたモニタリングと分析を行う必要がある。</p> <p>(3) 地域個体群別の課題</p> <p>ア 西湘地域個体群 行動域に農耕地や市街地の割合が高いことから、生息数に比較して生活被害及び人身被害が大きなものとなっているため、個体数調整を継続する必要がある。 地域個体群の管理としては、環境省のガイドライン改定等による検討状況を踏まえ、県としての対応を検討していく必要がある。 なお、群れ数及び個体数は、平成29年度に4群100頭前後であったが、S群及びH群の除去及び個体数調整を進め、令和3年度末現在で3群36頭となっている。</p> <p>イ 丹沢地域個体群 山麓の市街地や農耕地・集落を主な行動圏としていた4群の除去を進めたため、現存する群れの行動域は、主に山麓から山間地となっている。この群れの行動圏の解析結果では、基本的に針葉樹林・広葉樹林等の山林を主な行動圏としている農作物被害を生じさせにくいと判断される群れから、依然として農耕地・集落を主な行動圏としている群れまで、様々であることが分かっている。 引き続き、行動圏や群れの性別・年齢構成の調査を継続し、農作物被害や生活被害が生じにくいよう群れ管理を行っていく必要がある。 なお、群れ数及び個体数は、平成29年度に14群500頭前後であったが、丹沢東部の4群の除去及び個体数調整を進め、令和3年度末現在で10群300頭前後となっている。</p> <p>ウ 南秋川地域個体群 神奈川県北部と東京都及び山梨県にまたがって各群れが生息しているため、県境を越えて各群れの行動圏を把握する必要がある。なお、隣接する東京都側に100頭規模の群れ（川井野群）が生息しており、県内の群れの除去等により、かえってこの東京都側の群れが侵入して来ることがないように調査を継続する必要がある。 引き続き、農作物被害や生活被害が発生しないよう群れ管理を行っていく必要がある。 なお、群れ数及び個体数は、平成29年度に4群300頭前後程度であったが、2群の除去及び個体数調整を進め、令和3年度末現在で2群100頭前後となっている（川井野群除く）。</p>	<p>消は進んだが、サル等の野生動物の生息環境に適した植生の豊かな森林に向けて、引き続き整備が必要である。</p> <p>エ モニタリング 被害状況の把握方法が主に農業者や住民からの報告に基づく被害調査であり、被害報告が必ずしも行われてこなかったことから、農業者等が報告しやすい方法の検討などを行い、被害状況を十分に把握する必要がある。 集落単位の生息状況、被害状況、対策状況を総合的に捉えたモニタリングと分析を行う必要がある。</p>

第5次（改正）	第4次（現行）
<p data-bbox="145 197 641 233">第3章 計画の基本的な考え方</p> <div data-bbox="231 239 1403 296" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p data-bbox="537 245 1104 281">「基本的な考え方」は「管理の考え方」に併合</p> </div> <p data-bbox="145 674 344 705">1 計画の目標</p> <p data-bbox="195 720 1095 751">第4次計画までに実施してきた目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。</p> <ul data-bbox="175 766 742 890" style="list-style-type: none"> ○ 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理 ○ 農作物被害の軽減 ○ 生活被害・人身被害の根絶 <p data-bbox="145 1043 371 1075">2 管理の考え方</p> <p data-bbox="172 1089 1472 1260">県では、鳥獣と人との棲み分けを図り、あつれきを解消していくという鳥獣被害対策の基本的な考え方によってサルの管理に取り組んでおり、第4次神奈川県ニホンザル管理計画からは「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方も取り入れながら、管理事業を実施してきた。</p> <p data-bbox="172 1274 1472 1444">4次計画までの管理事業の結果、「農耕地等に依存する群れ」を、いかに「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点で管理を行っていくことが重要であることが分かってきた（次ページ コラム「サルの行動圏調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い」及び図3-1のとおり。）。</p> <p data-bbox="172 1459 1472 1583">また、サルの個体数が半減している中で、群れや特定の個体が、人やわなに対する警戒心を一層増している状態にある他、加害群を除去したことによる近隣の群れの行動圏の変化や、新たな加害群・加害個体の発生も考えられる。</p> <p data-bbox="172 1598 1472 1768">第5次計画の管理事業においては、このような事項についても配慮しつつ、各群れごとにモニタリングによって得られた生息状況や、地域での被害状況、群れ特性等に基づき、これまでの対策等の実施履歴について整理を行うとともに、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせる取組を継続する。</p> <p data-bbox="172 1782 1472 1911">なお、国では、学識経験者とともに、全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価を検討中（令和3年度に本県についてもサル管理の実施状況のヒアリングを実施）であり、引き続き、こうした検討状況について情報収集していく。</p>	<p data-bbox="1472 197 1967 233">第3章 計画の基本的な考え方</p> <p data-bbox="1472 245 1724 277">1 基本的な考え方</p> <p data-bbox="1498 291 2798 420">第3次計画に基づく取組により、地域個体群の維持や個体数の増加を防止するなどの取組の成果があった一方、追い上げ先を設定した計画的な群れの追い上げや、群れの出没状況等に応じた個体数調整が行われず、農作物被害や生活被害等の軽減・根絶には至らなかった。</p> <p data-bbox="1498 434 2798 604">そこで、今次の計画では「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を新たに取り入れ、群れごとに計画的な追い上げや個体数調整を行うとともに、あわせて被害防除対策や生息環境整備を進めることにより、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、サルと人との棲み分けを図る。</p> <p data-bbox="1472 661 1668 693">2 計画の目標</p> <p data-bbox="1498 707 2798 835">各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方を新たに取り入れるとともに、第3次計画における「農作物被害の軽減」及び「生活被害・人身被害の根絶」の目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。</p> <ul data-bbox="1498 850 2065 974" style="list-style-type: none"> ○ 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理 ○ 農作物被害の軽減 ○ 生活被害・人身被害の根絶 <p data-bbox="1472 1031 1694 1062">3 管理の考え方</p> <p data-bbox="1498 1077 2798 1157">鳥獣と人との棲み分けを図り、軋轢を解消して共存していく鳥獣被害対策の考え方に沿って、次のようにサルの管理を行う。</p> <p data-bbox="1498 1171 2798 1436">サルは群れ単位で行動する特性があることを踏まえ、群れごとに管理する必要がある。そこで、地域個体群を管理するために、各地域個体群について、全体の状況を考慮しながら各群れを適正な生息域に適正な規模で生息するよう管理する。そのための群れごとの追い上げ目標エリア、目標頭数、個体数調整の方法等について、群れが生息する市町村を中心に地域の関係者や県等を交えて協議した上で、年度ごとに作成する「神奈川県ニホンザル事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）で定める。事業実施計画に沿って、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力して各群れの対策を実施する。</p> <p data-bbox="1498 1451 2798 1575">事業実施計画で目標頭数を定める際には、地域個体群の絶滅の危険性を考慮し、地域個体群の維持を図ることを基本とするとともに、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえ、群れの適正な規模として30頭から60頭を目安とする。</p> <p data-bbox="1498 1589 2798 1669">群れ管理の効果を十分に発揮させ、効果の持続を図るために集落環境整備や防護柵設置などを組み合わせた地域ぐるみの被害防除対策を徹底するとともに、森林整備を通じて生息環境整備を進める。</p> <p data-bbox="1498 1684 2798 1764">サルの生息状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することにより、群れの状況や被害防除対策の効果等を把握し、次年度の事業実施計画に反映するとともに、必要に応じて計画及び事業を見直す。</p>

第5次（改正）

第4次（現行）

（コラム）サルの行動圏調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い

県内では、主に農耕地・市街地に依存するサルの群れによる市街地や農耕地・集落での農作物被害や生活被害が生じており、管理事業として、こうした群れの除去や個体数調整を進めてきた。

モニタリングで得たデータをもとに県内のサルの群れの行動圏を分析した結果、県内のサルの群れは農耕地・市街地に依存する群れだけでなく、広葉樹や針葉樹の山林を中心に生息する群れがあることが明らかになった。

具体的には、令和3年度に実施したサルの行動圏モニタリングにおいて、GPS首輪（VHF一体型）や目視により取得した位置情報を、環境省の2万5000分の1のGIS植生図と重ね合わせ、分析した結果、下図のとおり、左（ダムサイト分裂群）のように農耕地・市街地の利用割合が合計で30.2%となる「農耕地等に依存する群れ」がある一方で、右（川第B群）のように、広葉樹林と針葉樹林の利用割合が88.4%を占める「山林を中心に生息する群れ」があることが分かった。

これらのことから、「農耕地等に依存する群れ」を、いかに「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点で管理を行っていく重要性がわかる

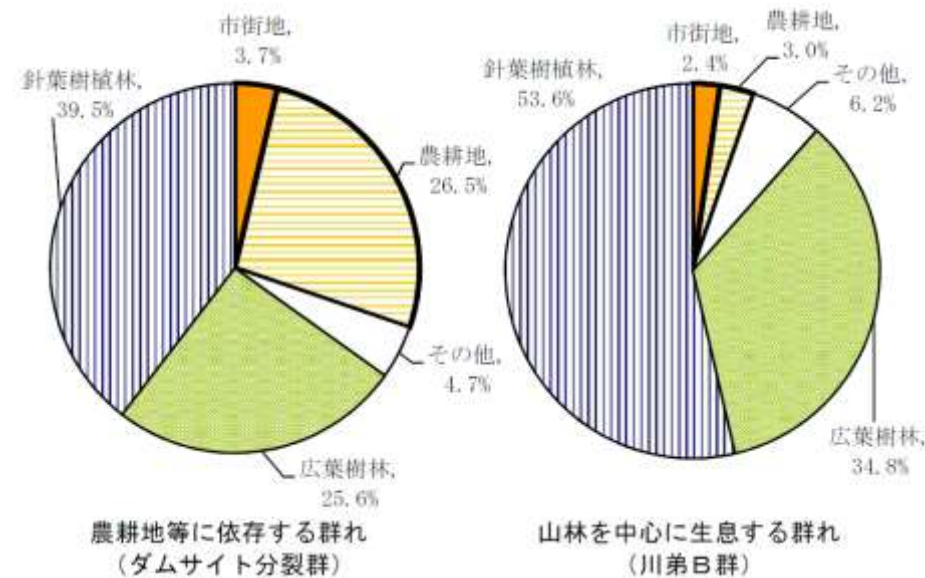


図 群れごとの行動圏（利用環境）の違い

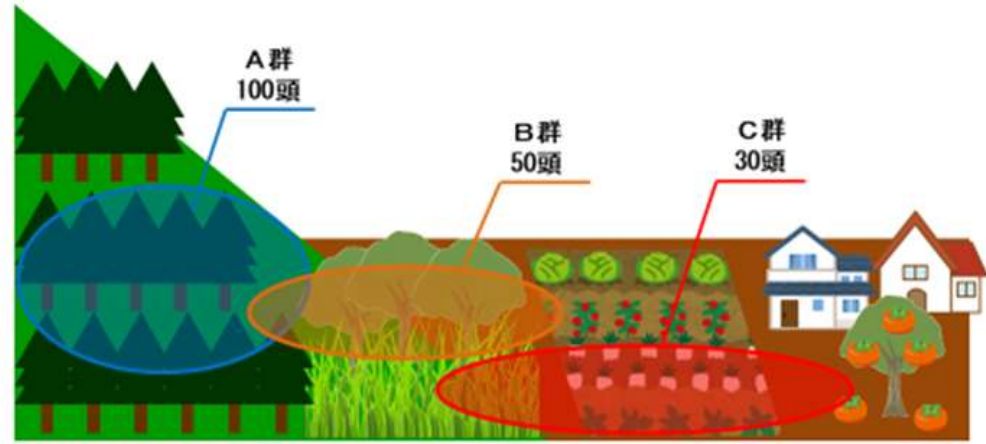
「（コラム）サルの行動圏調査によって…」は新設

第5次（改正）

第4次（現行）

第4次計画期間以前
(群れ管理等実施前)

A群: 適正規模を超えており、分裂の可能性がある。
⇒30~60頭に減らし、山中の群れとする
B群: 農地に至る放棄地・ヤブを利用し侵入する。
⇒捕獲、追い払いや農地周辺の環境整備(防護柵)
C群: 農地や市街地に依存し、加害群となっている。
⇒管理困難な群れとして除去



群れ管理の目標

群れ管理を実施し、適正な群れサイズ、適正な場所で、群れをコントロールする。
A群: 群れを縮小し、主に山中で生息する群れ
B群: 群れを縮小し、追い払い
◎集落環境整備の上、進入を防止し、新たな加害群や加害個体を生じさせない状態に落ち着ける

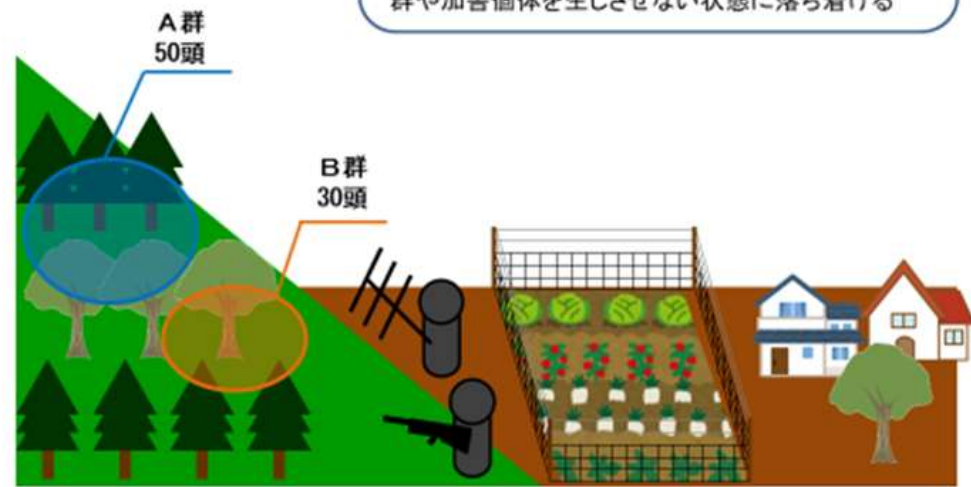


図 3-1 群れ管理のイメージ

第5次（改正）

「地域個体群別の管理方針」は「管理計画の進め方」の後段へ移動

第4次（現行）

4 地域個体群別の管理方針

サルは、地域個体群及び地域個体群を構成する群れごとに生息や被害の状況が異なるため、地域個体群別の管理方針として重点的に実施する取組を定める。

(1) 西湘地域個体群

個体数に比して被害は大きく、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっていることから、主に「生活被害・人身被害の根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るための計画を立て、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進する。
- ・住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地などサルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、計画的な追い上げを実施する。
- ・原則として地域個体群の維持を図りながら、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施する。
- ・隣接県等との情報交換等を通じて、連携を強化する。

(2) 丹沢地域個体群

丹沢山麓に15程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を事業実施計画で定める。
- ・事業実施計画に沿って、群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、群れの除去も含め、優先順位を定めて個体数調整を実施する。
- ・行動域が行政界をまたがる群れについて、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没地点の減少及び被害の未然防止につなげる。

(3) 南秋川地域個体群

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を事業実施計画で定める。
- ・事業実施計画に沿って、追い上げ及び追い上げを効果的に進めるための個体数調整を実施する。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没頻度の低下及び被害の未然防止につなげる。
- ・行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県などによる意見交換等を行い、連携を図る。

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>3 管理計画の進め方</p> <p>(1) 神奈川県ニホンザル事業実施計画の策定</p> <p>県は、毎年度「神奈川県ニホンザル事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）を策定し、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力し、地形や農作物、実施体制等の市町村の状況に応じて管理事業を推進する。</p> <p>事業実施計画の作成に当たっては、まず、市町村が各地域県政総合センターと協力し、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。</p> <p>次に、各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、各地域鳥獣対策協議会が、市町村や農業者団体を通じて住民の意見も取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。</p> <p>地域の事業実施計画を基に、県は、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。</p> <p>県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。</p> <p>(2) 実施体制</p> <p>ア 県の取組</p> <p>県は、管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した各地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。各地域鳥獣対策協議会を通じて地域の事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。</p> <p>また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員を鳥獣被害対策支援センターに配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組を支援する（図3-1）。</p> <p>地域による対策が非常に困難な場合や、対策の実施主体である市町村の実施体制（人員、予算）が十分でない場合、県は、計画の目標の達成状況等の実態に応じ、市町村と連携した対策の強化や支援等を検討する。</p>	<p>5 管理事業の進め方</p> <p>(1) 管理事業を組み合わせて実施</p> <p>管理事業は、群れを適正な生息域に適正な規模で配置することを基本に、生息状況、被害状況、地域特性などに応じて、追い上げ及び個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う。</p> <p>特に、群れ管理のための追い上げ、被害防除対策のための集落環境整備や追い払い等については、地域が一体となって対策を進める。</p> <p>(2) 事業実施計画の策定</p> <p>県は、管理事業を円滑に推進するため、毎年度事業実施計画を次の手順により定める。</p> <p>市町村は、各地域県政総合センターと協力して、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。</p> <p>各地域鳥獣対策協議会は、作成された各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、市町村や農業者団体を通じて住民の意見を取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。</p> <p>県は、さらにそれを取りまとめ、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。</p> <p>県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。</p> <p>(3) 実施体制</p> <p>ア 県の取組</p> <p>県は、地域鳥獣対策協議会を通じて地域における群れ管理を含む事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。</p> <p>管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。</p> <p>また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員を鳥獣被害対策支援センターに配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組を支援する。</p> <p>また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は、市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。</p>

第5次（改正）



図3-1 県鳥獣対策支援センターによるドローンを活用した集落環境調査

イ 市町村の取組

市町村は、**被害防除対策、群れの管理や生息環境整備等**を組み合わせ、事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い払い・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体**等**が連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村等は、地域ぐるみの取組を実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組が自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い払いや集落環境整備**等**の被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が隣接県にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況**等**について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもとに科学的な検討を行う。

第4次（現行）

イ 市町村の取組

市町村は、**追い上げ・個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等**を組み合わせ、**市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成し、神奈川県鳥獣総合対策協議会での協議を経て策定された**事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い上げ・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体**など**が連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村等は、地域ぐるみの取組を実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組が自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い上げや集落環境整備**など**の被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が行政界にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況**など**について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもとに科学的な検討を行う。

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>4 地域個体群別の管理方針</p> <p>サルは、地域個体群とそれを構成する群れごとに生息や被害の状況が異なるため、地域個体群別の管理方針として実施する取組を定める。</p> <p>(1) 西湘地域個体群</p> <p>行動域が農耕地や市街地の割合が高いため個体数に比して被害は大きく、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっており個体数調整は継続する必要がある。「生活被害・人身被害の根絶」を前提として、次の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H群について、管理困難な群れとして除去を進める。群れの除去のため、人への警戒心が高い個体が多いため、箱わな・囲いわな等により、エサ環境が厳しくなる冬季に向けて、捕獲場所の検討・準備を進めた上で捕獲を実施する。 ・住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地等サルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、特に、市街地及びその周辺での泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。 ・静岡県側の県・市町村等との情報交換等を継続する。 <p>(2) 丹沢地域個体群</p> <p>山麓の市街地や農耕地・集落を主な行動圏としていた4群れの除去を進め、現存する群れの行動圏は、依然として農耕地・集落も含めた山麓から山間地となっている。「被害の軽減、根絶」を前提として、群れごとに異なる行動圏や農耕地・集落の利用状況に応じて、次の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げや追い払い方法を、各群れに応じて事業実施計画で、整理・検討する。 ・行動域が市町村界をまたがる群れについて、群れの管理方法の調整を図るとともに、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。 ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。また、市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。 <p>(3) 南秋川地域個体群</p> <p>行動域が、山間部から農耕地等に移動する傾向があれば、農作物被害や生活被害が発生しないよう群れ管理を行うため、次の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各群れは、県北部と東京都及び山梨県にまたがって生息しており、特に留意が必要な群れとして、隣接する東京都側には、100頭規模の川井野群が生息しており、県内の群れの除去等により、かえってこの東京都側の群れが侵入して来ることがないように十分な注意が必要であり、調査を継続する。 ・山梨県側に主な行動圏があるK1群や、東京都の川井野群に隣接関係にある県内のK4群がおり、行動圏調査等により群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を整理・検討し、群れごとに群れ管理を進める。 ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害 	

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>の軽減を図る。市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。</p> <p>第4章 管理事業</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">「群れの管理」は「被害防除対策」の後段へ移動</p>	<p>第4章 管理事業</p> <p>1 群れの管理</p> <p>(1) 群れ管理の計画</p> <p>地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理することを目指して、群れごとの追い上げ目標エリア、目標頭数、個体数調整の方法及び当年度の捕獲計画数などを事業実施計画で定める。</p> <p>地域個体群の安定的な維持については、出産率や捕獲数に基づく群れごとの個体数の将来予測などをもとに地域個体群の絶滅の危険性を検討し、判断する。</p> <p>ア 適正配置のための追い上げ目標エリアの設定</p> <p>群れごとの追い上げの目標エリアは、広葉樹林を中心とする多様な森林がまとまって存在し、かつ、サルによる被害が発生しないエリアを、地域における協議を経て設定する。目標エリア設定の際は植生図等を参考とする（参考資料6参照）。</p> <p>対象とする群れ及び周囲の群れの状況に変化等があった場合は、必要に応じ目標エリアの見直しを行い、事業実施計画を変更する。</p> <p>イ 適正規模とするための目標頭数の設定</p> <p>群れごとの目標頭数の設定に当たっては、県内における過去の群れの分裂及び分派の状況から、概ね30頭から60頭までの範囲を適正な規模の目安とし、各群れの生息状況や被害状況を踏まえて設定する。</p> <p>ウ 群れ管理のための個体数調整</p> <p>(7) 適正規模とするための群れの縮小・維持</p> <p>現状の群れの個体数が、適正な個体数の目安を超えている群れについては、群れの規模が大きくなることによる群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小するための個体数調整を計画する。</p> <p>また、群れの個体数が、設定した目標頭数に達している群れについては、必要に応じて群れの規模を維持するための個体数調整を計画する。</p> <p>(イ) 適正配置とするための群れの縮小・除去</p>

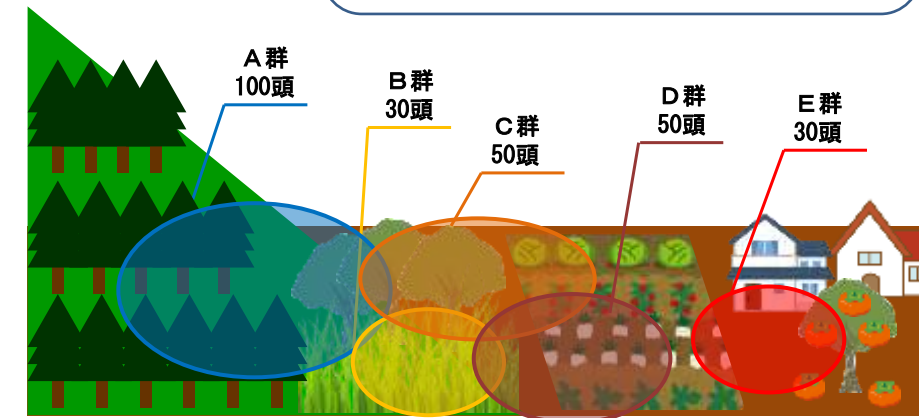
第5次（改正）	第4次（現行）
	<p>群れが密集し、群れの行動域が重複又は隣接して、追い上げ目標エリアの設定が困難な場合、各群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等から、群れの縮小や除去などの優先順位を検討した上で、各群れの目標頭数を設定し、追い上げの計画と合わせて個体数調整の計画を立てる。</p> <p>適正な配置とするための群れの縮小については、追い上げや被害防除対策の効果を向上させるために必要な規模の個体数調整を計画する。</p> <p>また、適正な配置とするための群れの除去については、群れの適正配置の観点からその群れを除去することがやむを得ないと判断され、かつ、当該の群れを除去しても地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合に計画し、追い上げ目標エリアが競合する群れの生息域の確保ができるまで、又は生息確認ができなくなるまで個体数調整を実施することとする。</p> <p>エ 管理困難な群れの除去</p> <p>加害性が高く管理困難と判断された群れについては、群れを除去した後も地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合は、管理困難な群れでなくなるまで、又は生息確認ができなくなるまでの個体数調整を計画する。</p> <p>管理困難な群れとは、追い上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生している又は発生するおそれが高い群れをいう。</p> <p>ただし、地域個体群の安定的な維持を図ることができないおそれがある場合については、さらに市町村と県が協力し対策を行っても効果が見られない場合に、例外的に管理困難な群れとして個体数調整を実施する。</p> <p>オ 群れ管理の計画の見直し等</p> <p>群れごとの行動域、個体数、被害状況等の変化をモニタリングして効果検証を行い、その結果に応じて群れごとの目標頭数や個体数調整の方法等を見直すとともに、これらのもととなる個体数の将来予測についても必要に応じて見直しを行う。</p> <p>群れの分裂、県外からの新たな群れの侵入、未確認群の発見などがあった場合は、地域個体群の状況を踏まえ被害を及ぼす群れが増加しないよう、必要に応じて群れごとの目標頭数、個体数調整の方法及び捕獲計画数を見直す。</p>

第5次（改正）

第4次（現行）

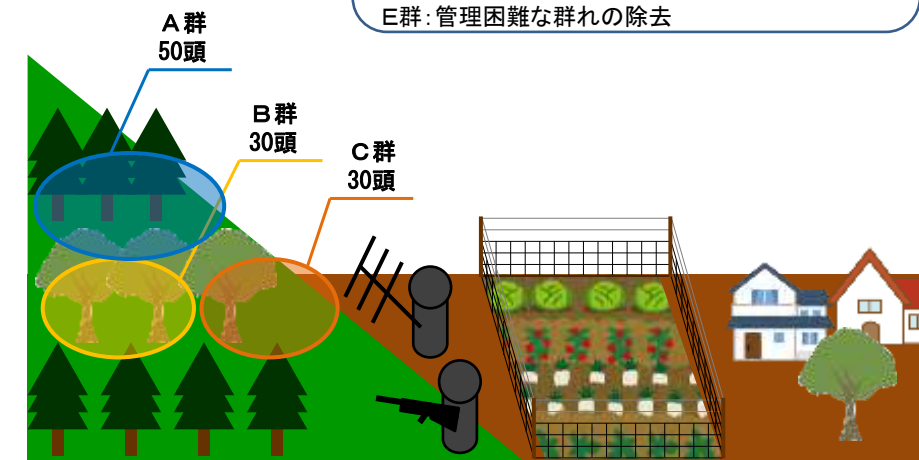
<現状>

A群：適正規模を超えており、分裂の可能性がある。
 B群：行動域が重複している。
 C群：農地に依存するとともに行動域が重複している。
 D群：農地に大きく依存するとともに行動域が重複している。
 E群：住宅地に依存し、対策を徹底しても被害が発生している。



<目標>

追い上げ、被害防除対策、生息環境整備等と併せて以下の個体数調整を実施
 A群：適正規模とするため群れを縮小し、追い上げ
 B群：群れを追い上げ
 C群：適正配置とするため群れを縮小し、追い上げ
 D群：適正配置とするための群れの除去
 E群：管理困難な群れの除去



図．群れ管理のイメージ

第5次（改正）	第4次（現行）
	<p>(2) 群れ管理の実施</p> <p>ア 追い上げ</p> <p>事業実施計画で定めた目標エリアに向けて、群れが移動するまで徹底して追い上げを行う。農作物を食物として認識したサルを森林へ戻すことは困難な面も多いが、人とサルが棲み分けることを目指して取り組む。</p> <p>追い上げは、地域が一体となって組織的に取り組むことが必要であるため、県と市町村は、地域が一体となって取り組むよう働きかけ、支援を行う。</p> <p>追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な追い上げの実施に努める。追い上げは煙火、爆竹、銃器（ゴム弾・花火弾・空砲）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌなどを使用して人に対する恐怖心をサルに植えつけながら、計画的かつ継続的に実施する。</p> <p>イ 群れ管理のための個体数調整</p> <p>個体数調整の方法、年度ごとの捕獲計画数など事業実施計画に基づいて、「適正規模とするための群れの縮小・維持」及び「適正配置とするための群れの縮小・除去」を図るための個体数調整を、市町村が県の許可を受けて実施する。</p> <p>個体数調整は、総合的なサル対策の一つであることを念頭に置き、追い上げ、被害防除対策、及び生息環境整備の効果を相乗的に向上させることを目指して、これらの対策と合わせて実施する。</p> <p>なお、個体数調整によって特定の群れを除去しようとする場合は、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、追い上げや防護柵の設置などの被害防除対策を一体的に実施する。</p> <p>ウ 管理困難な群れの除去</p> <p>管理困難な群れの除去は、事業実施計画に基づき、管理困難な群れでなくなるまで、又は生息確認ができなくなるまで、市町村が県の許可を受けて実施する。</p> <p>管理困難な群れを除去しようとする場合、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、追い上げや防護柵の設置などの被害防除対策を一体的に実施する。</p> <p>(3) 個体数調整の方法</p> <p>ア 捕獲方法</p> <p>サルの群れはオトナメスを中心とした母系の集まりであるため、オトナメスの除去により群れが分裂する可能性があり、分裂した場合は、被害が拡大するおそれがあることから、性年齢を識別して捕獲するなど、群れの分裂防止に配慮した捕獲方法を検討し、実施する。</p> <p>このため、個体数調整は、原則としてはこわな又は囲いわなを用いて実施し、はこわな又は囲いわなでの捕獲が困難な場合は、他の捕獲方法により実施する。</p> <p>特に銃器を用いた捕獲は、性年齢識別などの専門の知識や技術を持つものが実施することとし、行動域の変化による被害地域の拡大や、オトナメスの錯誤捕獲による群れの分裂を引き起こすことのないように十分留意して実施する。銃器を用いた捕獲において、空気銃を使用する場合は、プリチャージ式空気銃を使用する。</p> <p>また、個体数調整の継続により群れの性比に偏りが生じてしまった場合など、群れ管理の上でオト</p>

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>1 被害防除対策</p> <p>被害防除対策は、群れの管理や生息環境整備、さらにはサル以外の鳥獣による被害への対策も合わせ、地域の実情に応じて総合的に推進することにより、効果を発揮する。</p> <p>第4期計画までの取り組みにより、サルの生息数及び群れ数が減少しつつあり、群れの管理と被害防除対策を、集落環境からの追い出しから、進入ルートへの遮断、さらに山側への追い払いを、以下の観点で連携して進めることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地・農地から追い出すこと ○市街地・農地に隣接した泊り場（滞留する場所）の利用頻度を落とす対策 ○出没頻度の高い農地周辺の環境整備や防護柵の設置 ○定期的な追い払い <p>被害防除対策は、農作物被害を防ぐことに加え、栄養価の高い農作物等を与えないことにより、自然状態以上の個体数増加を防ぐことにもつながる。</p> <p>なお、被害防除対策には、地域ぐるみの対策が必要不可欠であるため、県及び市町村は、住民等を中心とした体制作りを支援し、地域の主体的な取組を促進する。</p> <p>(1) 被害防除対策の方法</p> <p>ア 集落環境整備</p> <p>サルが利用できる餌や隠れ場所等を特定し、除去することで、サルにとっての集落の利用価値を下げる集落環境整備を実施する。集落環境整備に当たっては、集落の状態を地図化し、地域で共有する集落環境調査を行うことが効果的である。</p> <p>農地周辺では、山林と農地間の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。</p> <p>また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらす、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋める等適正な処分を行う。</p> <p>人家周辺では、サルが好む生ごみや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理等を徹底する。</p> <p>加えて、サルに餌をやること（餌付け）は、人馴れや人への警戒感の低下を招くことにより、被害の</p>	<p>ナメスの捕獲が必要な場合は、群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。</p> <p>イ 捕獲個体の取扱い</p> <p>捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。</p> <p>(ア) 捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火などで刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣（学習放獣）を行う。</p> <p>(イ) はこわな又は囲いわなにより捕獲した個体は、麻酔薬の投与や銃器による止めさしなどできる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。</p> <p>(ウ) 銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく適正に処理する。</p> <p>2 被害防除対策</p> <p>被害防除対策は、群れの管理や生息環境整備、さらにはサル以外の鳥獣による被害への対策も合わせ、地域の実情に応じて総合的に推進することにより、効果を発揮する。</p> <p>また、被害防除対策は、農作物被害を防ぐことに加え、栄養価の高い農作物等を与えないことにより、自然状態以上の個体数増加を防ぐことにもつながる。</p> <p>なお、被害防除対策には、地域ぐるみの対策が必要不可欠であるため、県及び市町村は、住民等を中心とした体制作りを支援し、地域の主体的な取組を促進する。</p> <p>(1) 被害防除対策</p> <p>ア 集落環境整備</p> <p>サルが利用できる餌や隠れ場所等を特定し、除去することで、サルにとっての集落の利用価値を下げる集落環境整備を実施する。集落環境整備に当たっては、集落の状態を地図化し、地域で共有する集落環境調査を行うことが効果的である。</p> <p>農地周辺では、山林と農地間の雑木、藪、雑草などは、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。</p> <p>また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらす、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う。</p> <p>人家周辺では、サルが好む生ごみや果実などは、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理などを徹底する。</p>

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>拡大や地域への定着の大きな要因になるため、餌付け防止を徹底する。</p> <p>これらの集落環境整備は、住民等地域が主体となって取り組むことが効果的であるため、県及び市町村は、こうした地域主体の取組を支援する。</p> <p>イ 農地への防護柵の設置</p> <p>農作物はサル等の野生動物にとっては、非常に栄養価が高く、集落へ誘引する要因となるため、防護柵の設置により、サルの農地への侵入を防ぐ。防護柵を設置することが被害面積の減少につながるほか、集落の大部分の農地に設置することにより、サルの移動経路の遮断や農地への定着を抑制する効果が期待される。</p> <p>県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及等を通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。</p> <p>ウ 広域防護柵の設置</p> <p>人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。</p> <p>市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況等地域の实情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。</p> <p>また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的の下草の除去を行う等、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者等による維持管理を促進する。</p> <p>エ 追い払い</p> <p>追い払いを行う際は、事前に農地、人家の無い場所を調査し、農地や住宅地等のサルの侵入を防止する地域から、追い払う方向（山側等）を定めて実施する。</p> <p>追い払いは、住民を中心に地域が主体となって実施し、県及び市町村は、地域の取組を支援する。</p> <p>オ 加害個体捕獲</p> <p>群れの中の特定の個体が、人家侵入や人への威嚇行動をとる等人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定、捕獲し、原則として殺処分とする。ただし、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。</p> <p>また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲する。</p> <p>加害個体及びハナレザル等の捕獲は、箱わな又は銃器、麻醉銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては、「2(3)イ捕獲個体の取扱い」を準用するものとする。</p> <p>加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施するが、県は、被害防止のため、加害個体の迅速な選定や捕獲ができるように市町村と連携した取組を行う。</p> <p>(2) 被害防除対策の進め方</p> <p>ア 被害防除を行う組織の設置</p> <p>地域ぐるみの取組を継続的に実施するため、地域の集落環境整備や追い払い等の被害防除対策を実施する組織を設置することが効果的である。</p> <p>市町村は、県と協力して研修会等を行うことで、組織の設置や取組を支援する。</p> <p>イ 位置情報の提供</p>	<p>これらの集落環境整備は、住民など地域が主体となって取り組むことが効果的であるため、県及び市町村は、こうした地域主体の取組を支援する。</p> <p>イ 農地への防護柵の設置</p> <p>農作物はサル等の野生動物にとっては、非常に栄養価が高く、集落へ誘引する要因となるため、防護柵の設置により、サルの農地への侵入を防ぐ。防護柵を設置することが被害面積の減少につながるほか、集落の大部分の農地に設置することにより、サルの移動経路の遮断や農地への定着を抑制する効果が期待される。</p> <p>県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及などを通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。</p> <p>ウ 広域防護柵の設置</p> <p>人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。</p> <p>市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況など地域の实情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。</p> <p>また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的の下草の除去を行うなど、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者などによる維持管理を促進する。</p> <p>エ 追い払い</p> <p>追い払いを行う際は、事前に農地、人家の無い場所を調査し、農地や住宅地などのサルの侵入を防止する地域から、追い払う方向を定めて実施する。</p> <p>追い払いは、住民を中心に地域が主体となって実施し、県及び市町村は、地域の取組を支援する。</p> <p>オ 加害個体捕獲</p> <p>群れの中の特定の個体が、人家侵入や人への威嚇行動をとるなど人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定、捕獲し、原則として殺処分とする。ただし、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。</p> <p>また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲する。</p> <p>加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな又は銃器、麻醉銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては、「1(3)イ捕獲個体の取扱い」を準用するものとする。</p> <p>加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施する。</p> <p>(2) 被害防除対策の進め方</p> <p>ア 自衛組織の設置</p> <p>地域ぐるみの取組を継続的に実施するため、地域の集落環境整備や追い払いなどの被害防除対策を実施する自衛組織を設置することが効果的である。</p> <p>市町村は、県と協力して研修会等を行うことで、自衛組織の設置や取組を支援する。</p> <p>イ 位置情報の提供</p>

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>追い払い等の被害防除対策は、サルの群れの移動に合わせて行うことが効果的である。</p> <p>県や市町村は、農業者団体等と連携してサルの群れの位置を電波発信器等により把握し、群れの位置、移動方向等を住民や農業者等に情報提供することによって、住民や農業者等が農地や住宅地へのサルの接近を予測し、追い払いや農作物の収穫日の変更等により、被害の未然防止を図ることができるよう支援する。</p> <p>位置情報の提供に当たっては、インターネット、電子メール、防災無線等を活用し、市町村、住民、農業者等の連絡体制を整備する。</p> <p>ウ 被害防除対策に関する知識・技術の普及</p> <p>地域に被害防除対策等に関する知識と技術を定着させ、地域ぐるみの取組を効果的、継続的に実施するため、市町村や農業者団体は、県と協力して、研修会等を開催し、サルの生態、対策等に関する知識や被害防除技術の普及を図る。</p> <p>また、県は市町村と協力してGIS等を活用し、対策の実施状況を把握して、効果的な対策の実施を図る。</p> <p>エ 地域活動との連携</p> <p>集落環境整備等の被害防除対策について、対策が地域全体の問題として取り組まれるよう、土地所有者や住民が主体となった里山づくりや地域おこし等の多様な地域活動との連携を促進していく。</p> <p>また、サル以外のシカやイノシシ等の鳥獣についての対策と連携し、地域ぐるみで対策を行うことを促進する。</p> <p>2 群れの管理</p> <p>(1) 群れ管理の計画</p> <p>第4次計画までの実施状況を踏まえ、「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を基本に、生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防除対策、生息環境整備等と効果的に組み合わせて、群れ管理を継続する。</p> <p>ア 群れごとの被害情報や対策実施状況、行動圏の継続的把握</p> <p>第4次計画期間に加害群の除去を進めたが、隣接する群れが除去された群れでは行動圏等の変化が生じやすいため、群れ管理の基本に立ちかえって、被害情報や、対策実施状況、県が実施している行動圏の調査等に基づいて、群れごとに情報を整理・評価する。</p> <p>また、サルは県境を跨ぎ、山麓にかけて連続して生息する習性があり、県内で加害群を除去しても、県境を越えて別の群れが再び入ってくる可能性があるため、特に留意が必要である。</p> <p>イ 適正規模とするための各群れの目標頭数の設定</p> <p>地域個体群の維持を基本とし、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえた群れの適正規模として30頭から60頭を目安とし、各群れの生息状況や被害状況を考慮して設定する。</p> <p>ウ 群れ管理のための個体数調整</p> <p>(7) 適正規模とするための群れの縮小・維持</p> <p>現状の群れの個体数が、適正な個体数の目安を超えている群れについては、群れの規模が大きくなって生じる群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小するための個体数</p>	<p>追い払いなどの被害防除対策は、サルの群れの移動に合わせて行うことが効果的である。</p> <p>県や市町村は、農業者団体等と連携してサルの群れの位置を電波発信器等により把握し、群れの位置、移動方向などを住民や農業者等に情報提供することによって、住民や農業者等が農地や住宅地へのサルの接近を予測し、追い払いや農作物の収穫日の変更などにより、被害の未然防止を図ることができるよう支援する。</p> <p>位置情報の提供に当たっては、インターネット、電子メール、防災無線等を活用し、市町村、住民、農業者などの連絡体制を整備する。</p> <p>ウ 被害防除対策に関する知識・技術の普及</p> <p>地域に被害防除対策等に関する知識と技術を定着させ、地域ぐるみの取組を効果的、継続的に実施するため、市町村や農業者団体は、県と協力して、研修会等を開催し、サルの生態、対策などに関する知識や被害防除技術の普及を図る。</p> <p>また、県は市町村と協力してGIS（地理情報システム）等を活用し、対策の実施状況を把握して、効果的な対策の実施を図る。</p> <p>エ 地域活動との連携</p> <p>集落環境整備などの被害防除対策について、対策が地域全体の問題として取り組まれるよう、土地所有者や住民が主体となった里山づくりや地域おこしなどの多様な地域活動との連携を促進していく。</p> <p>また、サル以外のシカやイノシシなどの鳥獣についての対策と連携し、地域ぐるみで対策を行うことを促進する。</p>

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>調整を計画する。</p> <p>また、群れの個体数が、設定した目標頭数に達している群れについては、必要に応じて群れの規模を維持するための個体数調整を計画する。</p> <p>(1) 適正配置とするための群れの縮小・除去</p> <p>群れが密集し、群れの行動域が重複又は隣接している場合、各群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等から、群れの縮小や除去等の優先順位を検討した上で、各群れの目標頭数を設定し、追い上げ計画と合わせて個体数調整の計画を立てる。</p> <p>適正な配置とするための群れの縮小については、追い上げや被害防除対策の効果を向上させるために必要な規模の個体数調整を計画する。</p> <p>また、適正な配置とするための群れの除去については、群れの適正配置の観点からその群れを除去することがやむを得ないと判断され、かつ、当該の群れを除去しても地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合に計画する。</p> <p>エ 管理困難な群れの除去</p> <p>追い上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生している又は発生するおそれが高い群れを、管理困難な群れとして判断する。</p> <p>管理困難な群れについては、群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合は、管理困難な群れでなくなるまで、又は生息確認ができなくなるまでの個体数調整を計画する。</p> <p>群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができないおそれがある場合については、市町村と県が協力し、一層の対策を行っても効果が見られない場合に限り、例外的に管理困難な群れとして個体数調整を実施する。</p> <p>オ 群れ管理の計画の見直し等</p> <p>群れごとの行動域、個体数、被害状況等の変化をモニタリングして効果検証を行い、その結果に応じて群れごとの目標頭数や個体数調整の方法等を見直すとともに、これらのもととなる個体数の将来予測についても必要に応じて見直しを行う。</p> <p>群れの分裂、県外からの新たな群れの侵入、未確認群の発見等があった場合は、地域個体群の状況を踏まえ被害を及ぼす群れが増加しないよう、必要に応じて群れごとの目標頭数、個体数調整の方法及び捕獲計画数を見直す。</p> <p>また、環境省で進められている全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価について、動向・成果を踏まえ、神奈川県での地域個体群の位置づけを継続検討していく。併せて、専門家からの意見聴取や関連する情報収集のためのモニタリングの実施も検討する。</p> <p>(2) 群れ管理の実施</p> <p>ア 追い上げ</p> <p>第4次計画では、目標エリアへの追い上げ実施を試みているが、群れの除去及び全体生息数の減少が進んだことにより、実際に山の上部へと追い上げるといふより、山側へ追い払っておくという対策で、地域によっては効果が得られつつある。</p> <p>各群れごとの状況に応じて、加害群の除去等が進んだこと等により、群れにより追い払い（農耕地内＋山側）を中心とした取り組みを実施することも考えられる。</p>	

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>実施に際しては、事業実施計画で定めた範囲で、追いつげの目標エリアや方向に向けて、群れが移動するまで実施する。</p> <p>追いつげや追いつ払いは、地域が一体となって組織的に取り組むことが必要であるため、県と市町村は、地域が一体となって取り組むよう働きかけ、支援を行う。</p> <p>追いつげや追いつ払いの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な実施に努め、煙火、爆竹、銃器（ゴム弾・花火弾・空砲）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌ等を使用して人に対する恐怖心をサルに植えつけながら、計画的かつ継続的に実施する。</p> <p>イ 群れ管理のための個体数調整</p> <p>個体数調整の方法、年度ごとの捕獲計画数等事業実施計画に基づいて、「適正規模とするための群れの縮小・維持」及び「適正配置とするための群れの縮小・除去」を図るための個体数調整を、市町村が県の許可を受けて実施する。</p> <p>個体数調整は、総合的なサル対策の一つであることを念頭に置き、追いつげ、被害防除対策、及び生息環境整備の効果を相乗的に向上させることを目指して、これらの対策と合わせて実施する。</p> <p>なお、個体数調整によって特定の群れを除去しようとする場合は、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、隣接する市町村と十分調整した上で、追いつげや防護柵の設置等の被害防除対策を一体的に実施する。</p> <p>ウ 管理困難な群れの除去</p> <p>事業実施計画に基づき、管理困難な群れでなくなるまで、又は生息確認ができなくなるまで、市町村が県の許可を受けて実施する。</p> <p>県は、管理困難な群れや、特定の加害個体で捕獲が難しい場合、試行的な捕獲等の技術的な検討や継続的な捕獲を、市町村とともに検討する。</p> <p>管理困難な群れを除去しようとする場合、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、追いつげや防護柵の設置等の被害防除対策を一体的に実施する。</p> <p>(3) 個体数調整の方法</p> <p>ア 捕獲方法</p> <p>サルの群れはオトナメスを中心とした母系の集まりであるため、オトナメスを除去すると群れが分裂し、被害が拡大するおそれがあることから、性年齢を識別して捕獲する等、群れの分裂防止に配慮した捕獲方法を検討し、実施する。</p> <p>このため、個体数調整は、原則として箱わな又は囲いわなを用いて実施し、箱わな又は囲いわなでの捕獲が困難な場合は、他の捕獲方法により実施する。</p> <p>特に銃器を用いた捕獲は、性年齢識別等の専門の知識や技術を持つものが実施することとし、行動域の変化による被害地域の拡大や、オトナメスの錯誤捕獲による群れの分裂を引き起こすことのないように十分留意して実施する。銃器を用いた捕獲において、空気銃を使用する場合は、プリチャージ式空気銃を使用する。</p> <p>また、個体数調整の継続により群れの性比に偏りが生じてしまった場合等、群れ管理の上でオトナメスの捕獲が必要な場合は、群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。</p>	

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>全頭捕獲の最終局面等の捕獲が困難な場合にあつては、実施する捕獲方法について必要により学識者に意見を聴取することも含め、有効な捕獲手法を検討する。新たな捕獲方法を許可する場合には、県と市町村の許可手続きの流れを明確化し共有することで、時期を逃さず対応が速やかに行えるよう事前に整理を行う。</p> <p>イ 捕獲個体の取扱い</p> <p>捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。</p> <p>(ア) 捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火等で刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣を行う（学習放獣）。</p> <p>(イ) 箱わな又は囲いわなにより捕獲した個体は、麻酔薬の投与や銃器による止めさし等できる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。</p> <p>(ウ) 銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく適正に処理する。”</p> <p>3 生息環境整備</p> <p>人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、群れ管理及び被害防除対策と合わせて、森林整備を通して、山間部におけるサルの生息環境整備を進める。これらの森林整備は、直接的にサルの生息環境整備を目的とするものではないが、人工林の間伐や混交林化を進めることによって、林床植生の回復や広葉樹の生育が図られ、サルを始めとする野生動物の生息環境の改善にも資することが期待される（図4-1）。</p> <div data-bbox="477 1083 1196 1423" style="text-align: center;"> <p>生息環境整備の写真（前後比較）</p> </div> <p>図4-1 生息環境整備を実施した箇所（左：実施前（○年）、右：実施後（○年））</p> <p>4 モニタリング</p> <p>県は、市町村等の協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルの生息状況、被害状況、対策状況等を総合的に把握し、GISによる地図化等を行い、神奈川県鳥獣総合対策協議会における検討等を通して、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者との情報共有を行う。モニタリング結果は、地域鳥獣対策協議会に提供し、地域の対策等の検討に役立てる。</p> <p>(1) 生息状況調査</p> <p>県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無等の調査を毎年度実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況等から群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対</p>	<p>3 生息環境整備</p> <p>人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、群れ管理及び被害防除対策と合わせて、森林整備を通して、山間部におけるサルの生息環境整備を進める。これらの森林整備は、直接的にサルの生息環境整備を目的とするものではないが、人工林の間伐や混交林化を進めることによって、林床植生の回復や広葉樹の生育が図られ、サルを始めとする野生動物の生息環境の改善にも資することが期待される。</p> <p>4 モニタリング</p> <p>県は、市町村などの協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルの生息状況、被害状況、対策状況などを総合的に把握し、GISによる地図化などを行い、神奈川県鳥獣総合対策協議会における検討等を通して、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者との情報共有を行う。モニタリング結果は、地域鳥獣対策協議会に提供し、地域の対策等の検討に役立てる。</p> <p>(1) 生息状況調査</p> <p>県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無などの調査を毎年度実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況などから群れの特性を把握し、対策の効果の評価</p>

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>策の優先順位の検討に活用する。また、確認されている群れ以外の未確認の群れについても、把握に努める。</p> <p>県は毎年度、市町村等の協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。</p> <p>(2) 被害状況調査</p> <p>市町村は、農業者、農業者団体等の協力を得て農作物等の被害額、被害面積等の情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組に活用できるようフィードバックを行う。なお、報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。</p> <p>また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサルの出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。</p> <p>(3) 対策状況調査</p> <p>市町村は毎年度、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等の対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。</p> <p>(4) 調査結果の分析</p> <p>県は、(1)～(3)による調査結果に加えて、市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県試験研究機関、大学等の研究機関等の協力を得て、生息や被害の状況等に関する情報を集約・分析する。</p> <p>分析結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発等に活用する。</p> <p>5 技術の開発・検討</p> <p>県は、市町村や研究機関、大学等と連携し、効果的な追い上げ・追い払い、捕獲等の対策手法や、生息状況等のモニタリング、被害実態の把握、対策効果の評価・検証等に関する技術の開発や検討を行う。</p> <p>6 広報・普及啓発</p> <p>県及び市町村は、県民や観光客等に向けて、サルとの接し方等基本的な知識、サルの被害や対策の必要性、餌付けの防止等について、できるだけ分かりやすい情報発信に努め、取組に対する理解と協力の促進を図る。特に餌付けは人への警戒感の低下を招くことにより、被害の拡大や地域への定着の大きな要因となるので、餌付け防止を徹底するための普及啓発を強化する。</p> <p>また、県及び市町村は、住民や農業者をはじめ、農業者団体等対策に取り組む者に向けて、講習会の開催やホームページの活用等を通じて、サルの生態、効果的な対策方法、被害状況、対策の実施状況、地域個体群の現状等について、情報提供を行う。</p>	<p>や対策の優先順位の検討に活用する。また、確認されている群れ以外の未確認の群れについても、把握に努める。</p> <p>県は毎年度、市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。</p> <p>(2) 被害状況調査</p> <p>市町村は、農業者、農業者団体などの協力を得て農作物などの被害額、被害面積などの情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組に活用できるようフィードバックを行う。なお、報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。</p> <p>また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサルの出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。</p> <p>(3) 対策状況調査</p> <p>市町村は毎年度、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。</p> <p>(4) 調査結果の分析</p> <p>県は、(1)～(3)による調査結果に加えて、市町村、農林業団体、狩猟者団体などのほか、県試験研究機関、大学などの研究機関などの協力を得て、生息や被害の状況等に関する情報を集約・分析する。</p> <p>分析結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発などに活用する。</p> <p>5 技術の開発・検討</p> <p>県は、市町村や研究機関、大学等と連携し、効果的な追い上げ・追い払い、捕獲などの対策手法や、生息状況等のモニタリング、被害実態の把握、対策効果の評価・検証等に関する技術の開発や検討を行う。</p> <p>6 広報・普及啓発</p> <p>県及び市町村は、県民や観光客等に向けて、サルとの接し方など基本的な知識、サルの被害や対策の必要性などについて、できるだけ分かりやすい情報発信に努め、取組に対する理解と協力の促進を図る。特に、サルに餌を与えることは、人馴れや人への警戒感の低下を招くことにより、被害の拡大や地域への定着の要因となるので、餌付け防止を徹底する普及啓発を行う。</p> <p>また、県及び市町村は、住民や農業者をはじめ、農業者団体など対策に取り組む者に向けて、講習会の開催やホームページの活用等を通じて、サルの生態、効果的な対策方法、被害状況、対策の実施状況、地域個体群の現状などについて、情報提供を行う。</p>

第5次（改正）	第4次（現行）
<p>7 その他管理のために必要な事項</p> <p>(1) 計画対象区域外の群れ</p> <p>現在サルの生息が確認されている13市町村の外で確認された群れについては、管理事業による棲み分けが困難であり、人身被害や生活被害の発生するおそれが非常に高いことから、積極的な捕獲に努める。</p> <p>(2) 外来種の捕獲</p> <p>タイワンザル等の外来種のサルが野外で発見された場合には、ニホンザルとの交雑を避けるため、県は、関係者と協力して当該個体を捕獲する。</p>	<p>7 その他管理のために必要な事項</p> <p>(1) 計画対象区域外の群れ</p> <p>現在の地域個体群の生息する計画対象区域外で確認された群れについては、管理事業による棲み分けが困難であり、人身被害や生活被害の発生するおそれが非常に高いことから積極的な捕獲に努める。</p> <p>(2) 外来種の捕獲</p> <p>タイワンザルなどの外来種のサルが野外で発見された場合には、ニホンザルとの交雑を避けるため、県は、関係者と協力して当該個体を捕獲する。</p>